大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、民間建築物の吹付け建材に使用されているアスベストの含有調査を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もってアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　アスベスト　石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件（平成１８年国土交通省告示第１１７２号）の各号に掲げるものをいう。

⑵　民間建築物　市内の建築物で、国、地方公共団体その他の公的機関が所有し、又は管理する建築物以外のものをいう。

⑶　建築物石綿含有建材調査者　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成３０年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第１号）第２条第２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第４項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者をいう。

⑷　アスベストの含有調査　民間建築物の吹付け建材についてアスベストの含有の有無と含有量に係る調査であって、建築物石綿含有建材調査者により行われるものをいい、原則として１敷地に存する建物について行うものをいう。

⑸　分析方法　ＪＩＳ　Ａ　１４８１：２００８「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」又は同等以上の精度を有する調査方法をいう。

（補助対象建築物）

第３条　この要綱による大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　吹付け建材にアスベストが使用されているおそれのあるもの

⑵　建築基準法（昭和２８年法律第２０１号）第６条第１項又は第１８条第３項の規定による確認済証の交付を受けて建築されたもの

⑶　区分所有の建築物である場合は、管理組合の議決を得ているもの

⑷　管理者若しくは管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条又は第６５条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者が補助金の交付を　受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合は、所有者全員の同意が得られているもの

⑸　解体又は除却する予定がないもの

⑹　増改築等の予定がないもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　補助対象建築物の所有者又は管理者若しくは管理組合の代表者であること。

⑵　市税を完納していること。

⑶　アスベストの含有調査について、他に補助等を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が分析機関に支払うアスベストの含有調査に要する経費とし、その額は、１棟当たり２５０，０００円を上限とする。

（交付申請書）

第６条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　建築物の位置図（縮尺１／２５，０００以上で区域を赤色で明示したもの）

⑵　建築物の配置図（対象建築物を赤色で明示したもの）

⑶　建築物の平面図（吹付け材の施工場所、検体の採取場所を明示したもの）

⑷　建築確認通知書の写し（建築概要書の写し）

⑸　現況写真（建物の外観及び吹付け材の施工状況が判るもの）

⑹　建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書又はその他所有権が推定できるもの）

⑺　区分所有の建築物については、管理組合の組合規約及びアスベスト含有調査を実施することを議決したことを証する書面

⑻　管理者若しくは管理組合の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合については、所有者全員の同意書

⑼　２以上の者に提出されたアスベストの含有調査に係る費用の見積書又はその写し

⑽　アスベストの含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書等の写し

⑾　その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書）

第７条　規則第７条第１項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２　規則第７条第２項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（補助事業の変更承認申請書）

第８条　規則第１３条第１項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認申請書（様式第４号）又は大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）とする。

（承認通知書等）

第９条　規則第１３条第２項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第６号）若しくは大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第７号）又は大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認棄却（却下）決定通知書（様式第８号）若しくは大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（実績報告書）

第１０条　規則第１４条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業実績報告書（様式第１０号）とする。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
⑴　アスベストの含有の有無又は含有量に係る調査結果を記した書類
⑵　アスベストの含有調査の実施に関する契約書の写し
⑶　アスベストの含有調査に要する費用に係る請求書及び領収書の写し
⑷　その他市長が必要と認める書類
３　前項の実績報告書の提出は、当該事業の完了の日から起算して３０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

（確定通知書）

第１１条　規則第１５条の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金確定通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１２条　規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付請求書（様式第１２号）とする。

（取消通知書）

第１３条　規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付取消通知書（様式第１３号）により行うものとする。

（返還通知書）

第１４条　規則第２０条第１項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金返還通知書（様式第１４号）により行うものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
２　この要綱は、国の防災・安全交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。